

山梨県公報

第千二百八十一号

平成十四年

四月十八日

木曜日

目次

告示

山梨県土地利用基本計画の変更	一一三
字の区域変更	一一三
道路の区域変更	一一三

公告

大規模小売店舗内の店舗面積の合計及び施設の運営方法に関する事項の変更の届出	一一五
基本測量の終了	一一五
公共測量の終了	一一五
宅地建物取引業法に基づく監督処分(三件)	一一六
開発行為に関する工事の完了	一一六
公安委員会	一一六
遊技機の型式の検定	一一六
正誤	一一六
平成十四年三月二十五日付け定期第千二百七十四号中	一一七
平成十四年三月二十九日付け号外第二十二号中	一一八

告示

山梨県告示第百八十六号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十四年四月十八日

山梨県知事

天野

建

一 変更に係る事項

山梨県土地利用基本計画の森林地域の変更

二 変更内容
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県企画部企画課に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百八十七号

住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第十九号)第三条第一項の規定による住居表示の実施のため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、平成十四年五月一日から上野原町内の字の区域を別図に示すとおり変更する旨、上野原町長から届出があった。

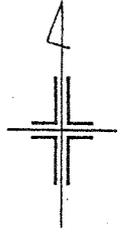
平成十四年四月十八日

山梨県知事

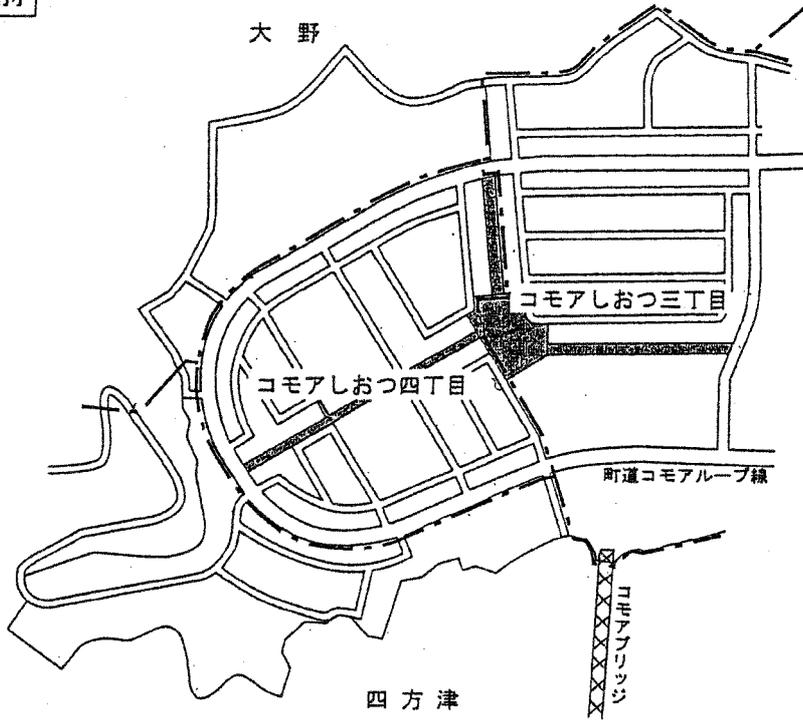
天野

建

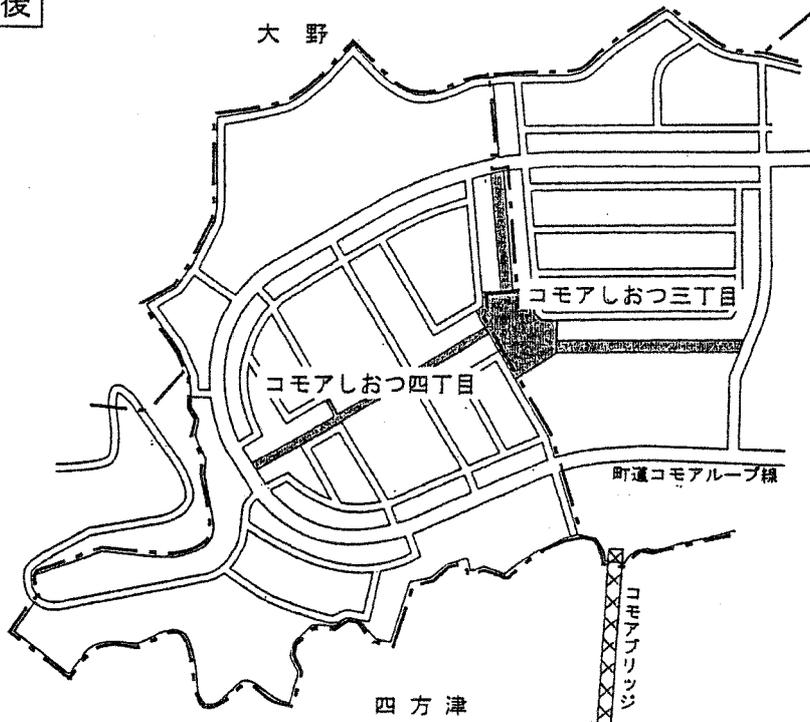
別 図



変更前



変更後



凡 例	
— · —	字 界
コモアしおつ 四丁目	字 名
	公園・緑道

S = 1 : 6,000

山梨県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十四年五月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年四月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
東山梨郡三富村大字川浦字後沢一八五一番の九地先から 東山梨郡三富村大字川浦字見畑三三一番の二地先まで	一一・四 八四・七	八・六 五〇・〇		三〇六八・五

公 告

大規模小売店舗内の店舗面積の合計及び施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年八月十八日まで縦覧に供する。

平成十四年四月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 東亜紡績株式会社 代表取締役社長 田中昌弘
 - 2 住所 大阪市中央区瓦町三丁目一番四号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 クレッセ甲西
 - (一) 所在地 中巨摩郡甲西町西南湖字廻り木三百四十一番地
 - (二) 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	二千六百四十八平方メートル	三千百六十一平方メートル
右の変更に係る部分において新たに大規模小売店舗において小売業を行う者（株式会社よむよむ）の開店時刻及び閉店時刻	午前九時三十分から午後八時まで	午前十時から午後九時四十五分まで
来客が駐車場を利用することができるとの時間帯	午前九時三十分から午後八時まで	午前九時三十分から午後九時四十五分まで

- 3 変更する年月日
平成十四年十一月二十一日
届出年月日
平成十四年三月二十日

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十四年三月二十九日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があった。

平成十四年四月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 作業種類 基本測量（火山基本図作成）
- 二 作業開始日 平成十三年九月一日
- 三 作業終了日 平成十四年三月二十九日
- 四 作業地域 富士吉田市、西八代郡上九一色村並びに南都留郡忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村及び鳴沢村

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十四年四月九日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成十四年四月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 作業種類 一級水準測量

- 二 作業開始日 平成十三年十月二十五日
- 三 作業終了日 平成十四年三月二十五日
- 四 作業地域 甲府市、東八代郡石和町並びに中巨摩郡竜王町、玉穂町、昭和町及び田富町

宅地建物取引業法に基づく監督処分

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、業務の全部の停止を命じたので、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年四月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年四月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 竜王工業株式会社
 - 2 主たる事務所の所在地 甲府市徳行二丁目四番十号
 - 3 代表者の氏名 高橋和広
- 三 免許番号 山梨県知事（四）第一三二七号
- 四 処分の内容 平成十四年四月四日から同年五月三日までの三十日間における業務の全部の停止

宅地建物取引業法に基づく監督処分

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、業務の全部の停止を命じたので、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年四月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年四月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ジーエムコーポレーション
 - 2 主たる事務所の所在地 甲府市横根町四八〇番地一
 - 3 代表者の氏名 続木元喜
- 三 免許番号 山梨県知事（一）第二〇三七号
- 四 処分の内容 平成十四年四月四日から同月十三日までの十日間における業務の全部の停止

宅地建物取引業法に基づく監督処分
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、業務の全部の停止を命じたので、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年四月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年四月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社みき不動産
 - 2 主たる事務所の所在地 東八代郡石和町八田四八九番地の五
 - 3 代表者の氏名 中村善守
- 三 免許番号 山梨県知事（四）第一四四六号
- 四 処分の内容 平成十四年四月四日から同月二十三日までの二十日間における業務の全部の停止

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十四年四月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 東八代郡一宮町国分字南条一九六、一九七の一、一九七の二、二〇〇、二〇〇の二、二〇一の一、二〇一の二及び二二七の二並びに同所字佐渡橋下一〇四七の一、一〇四八の一、一〇四八の三及び一〇四八の四
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 東八代郡一宮町末木八百七番地六 一宮町長 小宮山文明

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の

規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年四月十七日までとする。

平成十四年四月十八日

山梨県公安委員会
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式	型式名	製造者又は輸入者名	検定番号
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	C R F I I P A S P	株式会社三共	二〇〇〇五一
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	C R F I I P A G P	株式会社三共	二〇〇一〇五
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	F I I P A N G D X	株式会社三共	二〇〇〇九五
タイヨーエレクトリック株式会社 代表取締役 濱岡洋平 愛知県名古屋市中区見寄町一五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	C R S I P A C A L 2	タイヨーエレクトリック株式会社	二〇〇〇三三
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	M S I P A S I N V	株式会社平和	二〇〇〇七七

株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	C R S I P A C A L 2	株式会社平和	二〇〇〇三三
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	F I I P A N G D X	株式会社三共	二〇〇〇九五
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	C R I P A S T A T A M	株式会社ソフィア	二〇〇〇六六
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	V C R I P A S I N V	株式会社平和	二〇〇〇七二
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	C R S I P A C A L 2	株式会社三共	二〇〇〇三三

正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年三月二十五日掲載の特定計量器の定期検査の実施の公告中

一五四 上 一七〇

同	下	一	<table border="1"> <tr> <td>平成十四年五月十七日</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>平成十四年五月十一日</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>同</td> </tr> </table>				平成十四年五月十七日	同	同	同	同	同	平成十四年五月十一日	同	同	同	同	同
平成十四年五月十七日	同	同	同	同	同													
平成十四年五月十一日	同	同	同	同	同													
春日居町役場 居町			一春日			同												
			同			同												
			同			同												
			同			同												
			同			同												

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年三月二十九日山梨県議会規則第二号（山梨県議会会議規則の一部を改正する規則）

一七 上 終わりから三 第 号 第四号